

# 事業系一般廃棄物の減量化・資源化および適正処理に関する指針

平成 26 年 4 月

彦 根 市

# 目 次

---

	ページ
I 目的・定義・責務	1
1 目的	1
2 定義	1
3 市の責務	1
4 事業者の責務	1
5 一般廃棄物処理業者の責務	2
II 廃棄物の種類	3
1 廃棄物体系	3
2 事業系廃棄物の種類	4
(1) 事業系一般廃棄物	4
(2) 特別管理一般廃棄物	4
(3) 産業廃棄物	4
(4) 特別管理産業廃棄物	8
III 排出事業所における廃棄物の分別方法および排出方法	9
1 事業系廃棄物の対象事業所	9
2 清掃センターで処理の可能な廃棄物と分別方法	10
3 排出方法	12
4 清掃センターで処理できない廃棄物	12
5 産業廃棄物・一般廃棄物区分の判断	15
6 排出事業者への啓発・指導	16
IV 一般廃棄物処理業者（収集運搬・処分）に対する指導指針	17
1 一般廃棄物処理業者	17
2 排出事業所の適正分別排出への協力指導	18
3 清掃センターにおける搬入物検査	18
4 不適性廃棄物の収集運搬許可業者への措置	19
5 処分許可業者の処分状況確認	20
6 一般廃棄物処理業者への啓発・指導	20
V 廃棄物排出事業者に対する指導指針	21
1 排出量による事業所の区分	21
2 事業所規模ごとの減量・資源化指導方法	21
3 事業所における排出量の把握	22
4 廃棄物の種類別減量化・資源化の方法	22
5 業種別減量化・資源化の例示	23
6 多量排出事業所を対象とした事業系一般廃棄物減量計画書の提出義務	25

# I 目的・定義・責務

## 1 目的

この指針は、彦根市において事業者、一般廃棄物処理業者および市が廃棄物の発生抑制、再生利用等による廃棄物の減量化および資源化を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、もって快適な都市環境の創出をめざすことを目的とする。

## 2 定義

(1) この指針において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）および廃棄物の処理及び清掃に関する施行令（以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(2) この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 事業系廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- ② 産業廃棄物 : 廃棄物処理法に定める産業廃棄物をいう。
- ③ 事業系一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の事業系廃棄物をいう。
- ④ 事業者 : 市内で事業を営むものすべてをいう。
- ⑤ 一般廃棄物処理業者 : 市の許可を得て事業系一般廃棄物を収集運搬および処分する業者をいう。
- ⑥ 多量排出事業者 : 一定以上の廃棄物を排出する事業者をいう。

## 3 市の責務（一般廃棄物の処理、指導、啓発）

- (1) 市は、行政区域内で発生した一般廃棄物を適正に処理しなければならない。
- (2) 市は、行政区域内で発生した一般廃棄物の資源化に努めなければならない。
- (3) 市は、廃棄物の減量化、資源化のため、排出事業所および一般廃棄物処理業者に対し、指導、啓発を行わなければならない。

## 4 事業者の責務（事業者による減量化および資源化の推進）

- (1) 事業者は、事業活動に伴って発生した一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- (2) 事業者は、廃棄物を処理するにあたり、市で定められた分別方法により分別、保管、排出しなければならない。
- (3) 事業者は、収集を一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するときは、分別収集されていることを確認しなければならない。
- (4) 事業者は、事業系一般廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進することにより、その減量化に努めるとともに、物の製造、加工および販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。
- (5) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発を行い、ならびに製品、容器等の修理および回収体制を確保することなどにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

- (6) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用又は再使用が容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用又は再使用の方法を市民に周知するとともに、再生資源及び再生部品を有効に利用するよう努めなければならない。
- (7) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を推進することなどにより、廃棄物の減量化に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。
- (8) 事業者は、市民が商品の購入に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるよう努めるとともに、市民が不要となった包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。
- (9) 事業用の建築物の所有者は、当該事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量化および資源化に努めなければならない。
- (10) 事業者は、廃棄物の減量化、資源化の推進および適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

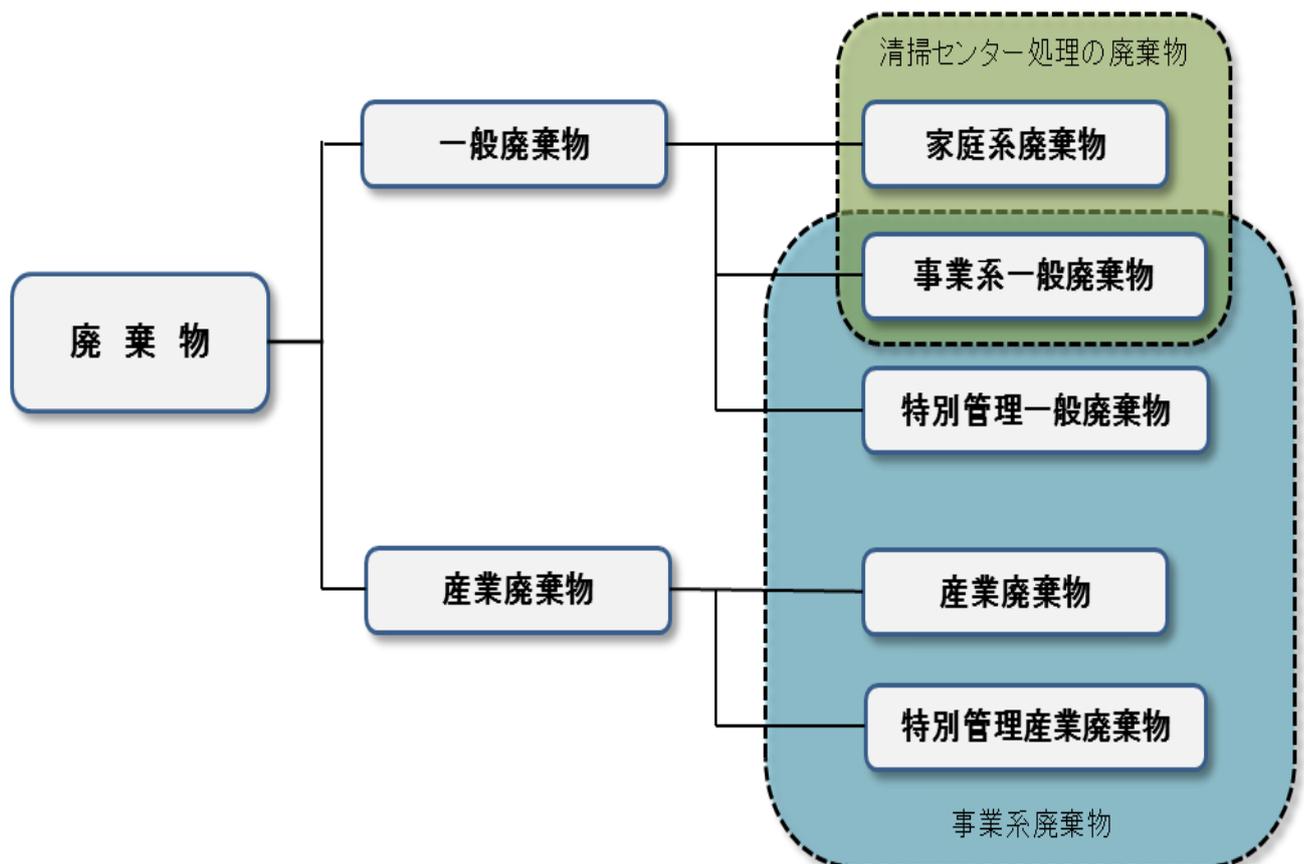
## 5 一般廃棄物処理業者の責務（適正な収集運搬、処理）

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者は、事業所から排出された一般廃棄物を収集運搬するにあたり、廃棄物種別ごとに適正に分別収集しなければならない。
- (2) 一般廃棄物収集運搬許可業者は、分別排出していない事業者から排出された廃棄物を混合の状態で収集してはならない。
- (3) 一般廃棄物収集運搬許可業者は、市外事業所の廃棄物を市の施設に搬入してはならない。
- (4) 一般廃棄物収集運搬許可業者は、産業廃棄物を市の施設に搬入してはならない。
- (5) 一般廃棄物収集運搬許可業者は、収集した廃棄物の資源化に努めなければならない。
- (6) 一般廃棄物処分許可業者は、廃棄物の減量化、資源化の推進および適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

## II 廃棄物の種類

事業所から排出される廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区別することができる。産業廃棄物は、廃棄物処理法および政令で定められたものをいい、業種に関わらず該当するものと業種が限定されるものがある。特に、業種が限定されるものについては、廃棄物処理法で総務省統計局が調査し分類している「日本標準産業分類」を基本として細かく規定されているので注意が必要である。一般廃棄物は、産業廃棄物以外のものをいう。一般廃棄物、産業廃棄物ともに爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有するため、人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある廃棄物が、それぞれ、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に指定されている。事業所は、事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理する義務がある。また、市は、市域から発生した一般廃棄物を適正に処理する義務がある。清掃センターで処理できるものは、家庭系および事業系の一般廃棄物に限られている。

### 1 廃棄物体系



## 2 事業系廃棄物の種類

### (1) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、事業活動を伴って生じた廃棄物であって産業廃棄物以外のものをいう。処理が困難なものや民間処分場での処理が適しているもの以外は清掃センターでの処理を基本とする。

- ① 可燃ごみ . . . . . 生ごみ、食品残渣（※）、紙くず（書類・伝票・新聞・ダンボール等）（※）、繊維類（※）、草、小枝類（開発等による伐採は産業廃棄物）（※ 事業系一般廃棄物の約8割がこの品目となり焼却している。）
- ② 粗大ごみ . . . . . 木製家具（家具製造業、リース業のものは産業廃棄物）  
梱包材（パレットおよびパレット付属の木材は産業廃棄物）  
樹木（開発等による伐採は産業廃棄物）

### (2) 特別管理一般廃棄物

事業系一般廃棄物に該当するもので、爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有するため、人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある廃棄物をいう。清掃センターで処理が困難であるため、同種の特別管理産業廃棄物処理の許可を受けた業者に処理を委託する。

- ① 感染性廃棄物 . . . . . 主に医療機関から発生する感染性の一般廃棄物（紙くず、包帯、脱脂綿等）
- ② 爆発性、毒性のある廃棄物 . . . . . PCBを含んだ廃棄物やダイオキシン類を含んだばいじん等

### (3) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法第2条および政令第2条に定められた下記の20種類をいい、処理方法は、産業廃棄物処理の許可を受けた業者に処理を委託する。廃棄物処理法では種類により業種指定しているものがあり、産業廃棄物に該当するものの判断基準として総務省統計局が調査し分類している「日本標準産業分類」（8ページ：(2)主な業種区分（日本標準産業分類）参照）の大分類、中分類、小分類を基本としている。

- ① 燃えがら
  - ・すべての事業所が対象となり、対象電気事業等の事業活動に伴って生ずる石灰がら、灰かす、炉清掃排出物等が代表的なものであり、集じん装置に捕捉されたものはばいじんとなる。
- ② 汚泥
  - ・すべての事業所が対象となり、対象工場排水等の処理後に残る泥状のもの、および各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥のみを指すのではなく、有機性および無機性のものすべてを含むものであること。有機性汚泥の代表的なものとしては、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、その他動植物性原料を使用する各種製造業の廃液処理後に生ずる汚泥（⑩動植物性残さに該当するものは除く。）。無機性汚泥の代表的なものとしては、

赤泥、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚泥。ただし、赤泥にあつては、廃アルカリとの混合物として、廃白土にあつては、廃油との混合物として取り扱う。

③ 廃油

- ・すべての事業所が対象となり、鉱物性油および動物性油脂に係るすべての廃油を含むものとし、潤滑油系、絶縁油系、洗浄用油系および切削油系の廃油類、廃溶剤類およびタールピッチ類（常温において固形状を呈するものに限る。）がある。硫酸ピッチおよびタンクスラッジは、それぞれ廃油と廃酸の混合物および廃油と汚泥の混合物として取り扱う。

④ 廃酸

- ・すべての事業所が対象となり、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機性廃酸類をはじめ酸性の廃液のすべてを含むものであること。したがって、アルコール又は食用のアミノ酸の製造に伴って生じた発酵廃液は廃酸に該当する。廃酸は、液状の産業廃棄物であるが、水素イオン濃度指数を5.8以上8.6以下に調整した場合に生ずる沈でん物は汚泥と同様に取り扱って差し支えないものである。

⑤ 廃アルカリ

- ・すべての事業所が対象となり、対象廃ソーダ液、金属せっけん液をはじめアルカリ性の廃液のすべてを含むもの。したがって、カーバイトかすは、廃アルカリとしてでなく汚泥として取り扱い、埋立処分にあつては、浸出水の処理を行うこと。廃アルカリの水素イオン濃度指数を調整した場合に生ずる沈でん物の取扱いは、廃酸の場合と同様とする。

⑥ 廃プラスチック

- ・すべての事業所が対象となり、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等の合成高分子系化合物に係る固形状および液状のすべての廃プラスチック類が含まれる。

⑦ 紙くず

- ・大分類D建設業全部の事業活動に伴って生ずる紙くずであつて工作物の新築、改築（増築を含む）または除去に伴って生じたもの。
- ・大分類E製造業で中分類14パルプ・紙・紙加工品製造業全部、中分類15印刷・同関連業の小分類153製本業・印刷物加工業、大分類Gの情報通信業で小分類413新聞業、小分類414出版業（印刷出版するものに限る。）の事業活動に伴って生ずる紙くずであつて、壁紙、障子、紙、板紙等の古紙が含まれる。

⑧ 木くず

- ・大分類D建設業全部の事業活動に伴って生ずる木くずであって工作物の新築、改築（増築を含む）または除去に伴って生じたもの。
- ・大分類E製造業で中分類12木材・木製品製造業（家具を除く）全部、中分類13家具・装備品製造業のうち小分類131家具製造業、中分類14パルプ・紙・紙加工品製造業のうち小分類141パルプ製造業の事業活動に伴って生ずる木くず。
- ・輸入木材の卸売業として木材の輸入を業務の一部または全部で行っている総合商社、貿易商社等の輸入木材に係る木くずであっておがくず、バーク類等が含まれる。
- ・大分類K不動産業、物品賃貸業のうち中分類70物品賃貸業の事業活動に伴って生ずる木くず。
- ・貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）。

⑨ 繊維くず

- ・大分類D建設業全部の事業活動に伴って生ずる繊維くずであって工作物の新築、改築（増築を含む）または除去に伴って生じたもの。
- ・大分類F製造業で中分類11繊維工業（衣類、その他の繊維製品を除く）全部の事業活動に伴って生ずる繊維くずであって畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずが含まれる。

⑩ 動植物性残さ

- ・大分類E製造業で中分類09食料品製造業、中分類10飲料・たばこ・飼料製造業で小分類106飼料・有機質肥料製造業を除く業種、中分類16化学工業で小分類165医薬品製造業、小分類169その他の化学工業で細分類1693香料製造業の事業活動に伴って生ずる動植物性残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発行かす、魚および獣のあら等が含まれる。魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さまたは厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物として取り扱う。

⑪ 動物系固形不要物

- ・と畜場および食鳥処理場で、とさつ、解体した獣畜または食鳥処理により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要となる廃棄物。なお、家畜の解体等に伴い発生する血液等の液体の不要物は、産業廃棄物である廃酸または廃アルカリとなる。

⑫ ゴムくず

- ・すべての事業所が対象となり、天然ゴムくずが含まれる。

⑬ 金属くず

- ・すべての事業所が対象となり、鉄鋼または非鉄金属の研磨くずおよび切削くず等が含まれる。

- ⑭ ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず
- ・すべての事業所が対象となり、ガラスくず、耐火れんがくず、コンクリートくず、陶磁器くず等が含まれる。ただし、コンクリートくずについては、政令第2条9号「がれき類」に該当するものは除かれる。
- ⑮ 鉱さい
- ・すべての事業所が対象となり、高炉、平炉等の残さい、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等が含まれる。
- ⑯ がれき類
- ・すべての事業所が対象となり、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他各種の廃材の混合物を含むものであって、もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じた物を除く。
- ⑰ 動物のふん尿
- ・大分類A農業で小分類012畜産農業の事業活動に伴って生ずる動物のふん尿であって、牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎および毛皮獣等のふん尿が含まれる。ただし、家畜ふん尿を動物のふん尿処理施設において処理した後に生じる泥状物は、汚泥に該当する。
- ⑱ 動物の死体
- ・大分類A農業で小分類012畜産農業の事業活動に伴って生ずる動物の死体であって、動物の種類は、牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎および毛皮獣等となる。
- ⑲ ばいじん
- ・大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設で発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたものであること。
  - ・事業活動に伴う汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。
- ⑳ ①～⑲を処分するために処理したもの（有害汚泥のコンクリート固形物、焼却灰の熔融固化物など）

#### (4) 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物に該当するもので、爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有するため、人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れのある廃棄物をいう。処理方法は、特別管理産業廃棄物処理の許可を受けた業者に処理を委託する。

- ① 廃油・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油
- ② 廃酸、廃アルカリ・・・・・・・・・・ pH 2. 0 以下の酸性廃液、p H 1 2. 5 以上のアルカリ性廃液
- ③ 感染性廃棄物・・・・・・・・・・ 主に医療機関から発生する感染性病原体が含まれるか、付着しているかまたはそれらのおそれのある産業廃棄物

#### 特定有害産業廃棄物

- ④ 廃 PCB 等・・・・・・・・・・・・・・・・ 廃 PCB および PCB を含む廃油
- ⑤ PCB 汚染物・・・・・・・・・・ PCB が染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、または PCB が付着した廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類
- ⑥ PCB 処理物・・・・・・・・・・ 廃 PCB 等または PCB 汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
- ⑦ 廃石綿等・・・・・・・・・・ 建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材およびその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの
- ⑧ 有害産業廃棄物・・・・・・・・・・ 水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンまたはその化合物、燃えがら、ばいじん等

### Ⅲ 排出事業所における廃棄物の分別方法および排出方法

市内の事業所において廃棄物となるものは様々なものがあるが、ここでは廃棄物の種類ごとに具体的に一般廃棄物、産業廃棄物の区分を明示する。清掃センターで処理できるものは、一般廃棄物に限られているため、同じ材質の廃棄物でも業種により取り扱いが変わってくるので注意を要する。また、一般廃棄物に該当するものについても、再資源化促進の観点から民間一般廃棄物処理業者による再資源化をすすめるものとする。

本来は、産業廃棄物に該当する飲料用のびん類、缶類、ペットボトルについて、資源化推進を目的として、小規模事業所の従業員や来客者などが個人消費したものに限り資源として受入れ、清掃センターでの資源化を行なうことができる。

#### 1 事業系廃棄物の対象事業所

##### (1) 対象事業所

事業系廃棄物の対象となる排出事業所は、市内で事業を営む事業所すべてが該当する。病院、学校、警察、官公庁など公共サービス事業も対象となる。

##### (2) 主な業種区分（日本標準産業分類）

廃棄物処理法で産業廃棄物に該当するものの判断基準として総務省統計局が調査し分類している「日本標準産業分類」を基本としている。この「日本標準産業分類」では、大分類20種類があり、それをさらに中分類、小分類に分けてあり、廃棄物の種類により細かく規定されているため、受入れできる一般廃棄物を区分する場合、特に注意を必要とする。

##### 大分類

A 農業・林業	K 不動産業、物品賃貸業
B 漁業	L 学術研究、専門・技術サービス業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	M 宿泊業、飲食サービス業
D 建設業	N 生活関連サービス業、娯楽業
E 製造業	O 教育・学習支援業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	P 医療、福祉
G 情報通信業	Q 複合サービス業
H 運輸業、郵便業	R サービス業（他に分類されないもの）
I 卸売・小売業	S 公務（他に分類されるものを除く）
J 金融・保険業	T 分類不能の産業

##### 中分類

大分類ごとに関連した業種が中分類に分けられている。

##### 小分類

中分類をさらに事業内容で分けたものが小分類となる。

### (3) 主な事業形態

- |             |           |
|-------------|-----------|
| A 店舗        | F ホテル・旅館  |
| B 飲食店       | G 学校・保育所  |
| C 事務所・営業所   | H 病院      |
| D 工場・作業所    | I 会館・娯楽施設 |
| E 倉庫・配送センター | J その他     |

## 2 清掃センターで処理の可能な廃棄物と分別方法

清掃センターで処理できる事業系廃棄物は一般廃棄物であり、種類としては可燃ごみ、粗大ごみ、また、資源化推進を目的とし、小規模事業所を対象に従業員や来客者が消費したびん類、缶類、ペットボトルを資源として受け入れる。ただし、適正に分別されていないもの、資源に該当するもので事業活動（販売、調理、製造）により発生したものは搬入できない。

### (1) 可燃ごみ

清掃センターごみ焼却場で焼却処理するもので下記のものに該当する。

	対象物	分別方法・注意事項
食品残渣 (生ごみ)	調理くずおよび売れ残り商品、食堂などの残飯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パック食品やラップ等されたものは、パックやラップを分離したうえで廃棄する。(パック、トレイ、ラップは産業廃棄物)</li> <li>・水切りを十分行う。</li> <li>・肉や魚、野菜などで大きなものは、なるべく小さく切断する。</li> <li>・粉製品（小麦粉・カレー粉など）は水で湿らせるなど飛散防止を講じる。</li> <li>・産業廃棄物以外のもの。</li> </ul>
紙くず	伝票、タグ、メモ、レシート、封筒、はがき、カーボン紙などの小さい紙切れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみとして分別する。</li> <li>・レシートなどの感熱紙やカーボン紙、プラスチック素材との複合材は古紙としてのリサイクルができないので注意する。</li> <li>・産業廃棄物以外のもの。</li> </ul>
OA用紙	事務用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙としてリサイクルする。</li> <li>・機密書類などやむを得ない場合は可燃ごみとする。</li> </ul>
パンフレット等	チラシ、パンフレット、ポスター等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙としてリサイクルする。(可燃ごみとすることも可能)</li> <li>・特殊加工したものやプラスチック素材などとの複合物はリサイクルできない。紙の部分は可燃ごみ、プラスチックの部分は産業廃棄物となる。</li> </ul>
新聞・雑誌	新聞・雑誌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れ、濡れているものを対象とし、良質のものは古紙としてリサイクルするよう指導する。</li> </ul>

	対象物	分別方法・注意事項
ダンボール・厚紙・紙箱・包装紙類	ダンボール・厚紙・紙箱・包装紙類	・汚れ、濡れているものを対象とし、良質のものは古紙としてリサイクルするよう指導する。

	対象物	分別方法・注意事項
繊維類	布、衣類、はぎれ等	・ひも状、反物は短く切断する。 ・シート状で大きいものは小さく切る。 ・産業廃棄物以外のもの。

	対象物	分別方法・注意事項
木くず	木製品の切れ端等で直径5cmまたは長さ60cm以下のもの	・直径5cmを超えるものは粗大ごみ。 ・長さ60cmを超えるものは粗大ごみ。 ・産業廃棄物以外のもの。

	対象物	分別方法・注意事項
草類	除草作業に伴う草類で長さ60cm以下	・長さ60cm以内に切断する。

	対象物	分別方法・注意事項
樹木	剪定作業による枝葉	・直径5cmを超えるものは粗大ごみ。 ・長さ60cmを超えるものは粗大ごみ。 ・産業廃棄物以外のもの。

## (2) 粗大ごみ

清掃センター粗大ごみ処理場で破碎処理する必要がある大きさのもので下記のものに該当する。排出方法は、下記の方法がある。

	対象物	分別方法・注意事項
木製品	木製の家具、テーブル、いす等	・木製品だけが対象となる。 ・金属、プラスチック等と組み合わせられたものは産業廃棄物となる。 ・産業廃棄物以外のもの。

	対象物	分別方法・注意事項
木くず	木製看板、木片等	・枝を払い直径20cm未満、長尺ものは3mまでの長さに切る。 ・直径5cm以下で長さ60cm以下のものは可燃ごみに分別する。 ・産業廃棄物以外のもの。

	対象物	分別方法・注意事項
樹木	伐採、剪定した樹木の幹、枝等	・枝を払い直径20cm未満、長尺ものは3mまでの長さに切る。 ・直径5cm以下で長さ60cm以下のものは可燃ごみに分別する。 ・産業廃棄物以外のもの。

	対象物	分別方法・注意事項
たたみ	たたみ	・事業所が搬入する場合は、1業者につき最大1日10枚まで。 ・産業廃棄物以外のもの。

### (3) 資源

飲食店、小売店、事務所等からの個人消費（従業員や来客者等が食事等で消費したもの）による少量の資源で種類、排出方法は下記による。ただし、洗浄やキャップの除去等適正に分別されていないものや事業活動（販売、調理、製造に使用したもの）により発生したものは清掃センターに搬入することはできない。

	対象物	分別方法・注意事項
びん類 ペットボトル	飲食店、小売店、事務所等からの個人消費による少量の飲料用・食用びん、ペットボトルで、内側が洗浄されキャップが除去されているものに限る。	・内側を洗浄し、キャップをはずす。ただし、業務用で使用されたびん類、ペットボトルは受け入れ対象としない。

	対象物	分別方法・注意事項
缶類	飲食店、小売店、事務所等からの個人消費による少量の飲料用・食用缶で、内側が洗浄されたものに限る。	・内側を洗浄する。ただし、業務用で使用された缶は受け入れ対象としない。

### 3 排出方法

事業系廃棄物は、事業者自らが処理をする責任があるため下記の方法により排出する。

- ①市が許可を与えた一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する。
- ②清掃センターに事業者自らが直接搬入する。
- ③可燃ごみで少量の場合に限り、地域自治会の了解を得たうえで特別収集証紙を貼付し集積所に出す。

### 4 清掃センターで処理できない廃棄物

清掃センターで処理できない廃棄物は、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物および処理が困難なものが該当する。産業廃棄物は、産業廃棄物処理の許可を受けた業者により適正に処理する必要がある。また、一般廃棄物に該当しても清掃センターで処理が困難なものについては、一般廃棄物処理の許可を受けた業者に委託し、特別管理一般廃棄物については、特別産業廃棄物処理業者に委託し処理することとなる。

(1) 業種に関係なく産業廃棄物となるもの

①燃えがら	焼却残灰、炉清掃排出物、石炭がら等が対象となり事業活動で生じた固形状の活性炭も含まれる。集じん装置で捕捉された物はばいじんに分類される。
②汚 泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、および各種製造業の製造工程において生じる泥状のものをいう。有機性および無機性を問わない。生コンの残りかすは、不要となった時点で泥状であるので固まった状態でも汚泥に該当する。
③廃 油	鉱物性油および動物性油脂に係るすべての廃油をいう。飲食店、小売店等の廃てんぷら油もこれに含まれる。
④廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機性廃酸類をはじめ酸性の廃液のすべてをいう。
⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液をはじめアルカリ性の廃液すべてを含むものをいう。
⑥廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等固形状および液状のすべての廃プラスチック類をいう。店舗、事務所を含むすべての事業所から生ずるプラスチック製容器（袋類、ボトル類、トレー、発泡スチロールなど）、梱包材（袋類、バンド類、シート類）、事務用品（文具等）、および店舗用品（ハンガー、ディスプレイ用品等）のプラスチック製品はすべて該当する。また、廃タイヤなどの合成ゴム製品、廃合成塗料は固形、液体問わず該当する。
⑦ゴムくず	天然ゴム製品全般をいう。合成ゴム製品は廃プラスチック類に該当する。
⑧金属くず	金属製の事務用品（机、ロッカー、椅子、文房具等）、調理器具、その他金属製の機器、製品全般をいう。
⑨ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス製品、コンクリート製品、陶磁器製品全般をいう。ただし、コンクリート製品については、「がれき類」に該当するものは除く。
⑩鉱 さい	高炉、平炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等が含まれるもの。
⑪がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他各種廃材の混合物を含むものをいう。
⑫産業廃棄物を処分するために処理したもの	・事業を伴って生じるコンクリート固形化物など



### (3) 処理困難物

木くず 草等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物に該当する木くずのうち、直径または角材の一辺が20cmを超える木材や樹木、根株など。</li> <li>・一度に多量に排出され清掃センターで処理する能力を超えるもの。例えば河川敷で広範囲に伐採した竹など。</li> </ul>
-----------	--

### (4) 特別管理一般廃棄物

①感染性廃棄物	・一般廃棄物に該当する物の中で感染の恐れがある物に限る。主に病院等から発生する廃棄物が該当する。
②毒性	・一般廃棄物に該当する物の中でPCBを含んだもの等
⑧ダスト類	・一般廃棄物に該当する物の中でダイオキシン類を3ng-TEQ/g以上含んだばいじん等

## 5 産業廃棄物・一般廃棄物区分の判断

事業系廃棄物が一般廃棄物か産業廃棄物のどちらに該当するか判断するには業種および廃棄物の状態によって決定されるが、日本標準産業分類は大分類、中分類、小分類と細かく規定されており、廃棄物の種類によっては判断しにくいものがある。清掃センターに持込まれる廃棄物について廃棄物の種類ごとに業種判断基準を示す。例示以外については、廃棄物処理実務便覧の第6巻の質疑応答編を参考にする。

区 分	一般廃棄物	産業廃棄物
①紙くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷業（出版印刷、商業印刷、証券印刷、事務用印刷などで市内にある印刷業者、出版業者の殆んどが該当する。）</li> <li>・その他一般事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パルプ、製紙、加工紙、紙製品、紙製容器製造業</li> <li>・製本業、印刷物加工業</li> <li>・巻取紙を使う新聞印刷発行業</li> <li>・建設業に限る工作物の新築、改築、解体による壁紙、ふすま紙、養生、梱包等の紙類</li> </ul>
②木くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教用具製造業（仏壇製造販売）</li> <li>・建具製造業</li> <li>・建築材料卸売、小売業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材・木製品製造業（家具を除く）</li> <li>・家具製造業、</li> <li>・建設業で工作物の新築、改築、解体に限る木くず</li> <li>・パレットおよび付属木材</li> </ul>
③繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の解体等で発生する、茅葺屋根のカヤやヨシ等</li> <li>・縫製業、小売業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業で工作物の新築、改築、解体に限る繊維くず（たたみ、カーテン等）</li> </ul>

## 6 排出事業者への啓発・指導

### (1) 排出状況の確認

排出事業者の排出状況について下記の項目を確認し、状況を把握する。

- ① 排出量
- ② 分別種類（可燃、資源、廃プラスチック、不燃物など）
- ③ 保管場所（種類、広さ、衛生）
- ④ 収集運搬許可業者との契約内容

### (2) 啓発

市内の排出事業者に対し、排出量の把握方法、一般廃棄物、産業廃棄物の区別方法、正しい分別方法、資源化推進方法等の情報を次の方法で提供し啓発を行う。

- ① チラシ等の配布による情報提供
- ② 市ホームページを活用した情報提供
- ③ 勉強会、説明会の開催

### (3) 指導

適正に分別排出していない市内の排出事業者に対し、指導を行う。

- ① 収集運搬許可業者との適正な契約指導
- ② 分別方法の指導
- ③ 資源化方法の指導
- ④ 廃棄物処理法等関係法令の順守の指導

## IV 一般廃棄物処理業者（収集運搬・処分）に対する指導指針

事業所から排出される廃棄物を収集運搬、処分するため、収集運搬する業者に許可を与えている。市は、許可を受けている一般廃棄物処理業者の適正な収集運搬業務の確認、指導を行う。

### 1 一般廃棄物処理業者

一般廃棄物処理業者には事業所から排出された廃棄物を収集運搬する業者と、廃棄物を受け入れ処分する業者がある。一般廃棄物の収集運搬・処分を業としてしようとするものは、市の条例に基づき許可を得る必要がある。

#### (1) 一般廃棄物処理業者の事業範囲

##### ① 収集運搬許可業者

市内事業所から発生する一般廃棄物を収集運搬することができる。

##### ② 処分許可業者

市内事業所および市外事業所で当該市町村と協議が完了している廃棄物を処理することができる。

#### (2) 一般廃棄物の収集運搬・処分業の許可申請

一般廃棄物の収集運搬・処理の事業を営もうとするものは、市に必要事項を記入した許可申請書に必要書類を添付して許可申請を行う。また、産業廃棄物の収集運搬・処分には滋賀県の許可を得る必要がある。

##### ★添付書類

##### ① 事業計画書

② 法人にあつては定款および登記簿謄本、個人にあつては住民票の写し

③ 法人にあつては役員の名簿および履歴書、個人にあつては、履歴書

④ 法人にあつては代表者の印鑑証明書、個人にあつては、印鑑証明書

##### ⑤ 従業員名簿

⑥ 廃棄物の積み替場、処理場、車庫付近の見取り図および写真

⑦ 一般廃棄物排出事業者一覧表

⑧ 保有車両一覧表および写真

⑨ 保有車両車検証の写しおよび自動車保険証の写し

⑩ 運転業務に従事する者の自動車運転免許証の写し

⑪ 法人にあつては納税証明書および決算証明書の写し、個人にあつては納税証明書の写し

⑫ 誓約書

⑬ その他市長が必要と認める書類

#### (3) 許可証の有効期間

市が収集運搬・処分の許可証を交付する場合は、有効期間を2年と定めている。有効期間が満了した場合は、再度許可申請を行う必要がある。また、申請書に記載した事項に変更を生じたときは、変更願書の提出が必要である。

#### (4) 許可の条件

許可証の交付にあつては、許可を受けようとする業者に下記の許可条件を明示し、適正な収集運搬、搬入が行われるようにする。

- ① 業車両には、「彦根市一般廃棄物処理許可業者」である旨を記載すること。
- ② 事業者等から排出される一般廃棄物に関しては、再生利用、資源化等を行うなどして、減量に努めるとともに、その分別に協力するよう努めること。
- ③ 搬入ごみは、彦根市指定専用袋（事業用）で搬入すること。
- ④ 一般廃棄物の収集または運搬に際しては、飛散、流出および悪臭の漏れを防止すること。
- ⑤ 運搬車両、運搬容器は、一般廃棄物が飛散したり、流出したり、悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ⑥ 積替え施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散したり、流出したり、地下に浸透したりならびに悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- ⑦ 処理施設へ搬入する一般廃棄物については、処理計画区域住民の日常生活から排出される廃棄物の処理に支障のない範囲とする。
- ⑧ 他市町のごみの持ち込みは禁止する。
- ⑨ ごみの分別や指定専用袋の使用など許可条件の順守について搬入物検査を適宜実施するので協力すること。
- ⑩ その他、廃棄物処理法に定めるもののほか関係法令、条例を順守すること。

#### 2 排出事業所の適正分別排出への協力指導

契約排出事業所に対し適正な分別排出への協力を求めるため、一般廃棄物処理業者に対し下記の項目について指導する。また、契約事業所に説明資料として渡せるパンフレット等を作成する。

##### (1) 適正な分別の協力指導

- ① 一般廃棄物と産業廃棄物の区別
- ② 分別排出の指導（収集区分別排出）
- ③ 水切り、飛散防止などの指導

##### (2) 減量化・資源化推進の協力指導

- ① 資源となるものを安易に廃棄物にしない排出方法等についての指導
- ② 減量化の方法についての指導

#### 3 清掃センターにおける搬入物検査

清掃センターに許可業者が搬入する可燃ごみについて、搬入状況（指定袋未使用搬入、産業廃棄物、資源となるものの混入）を把握し、収集運搬許可業者および排出事業者の指導を行う。

##### (1) 搬入物検査対象

彦根市一般廃棄物収集運搬許可業者

- (2) 検査頻度 年4回行うこととし、必要に応じて検査を実施する。

### (3) 搬入物検査方法

#### ① 搬入物検査

計量窓口で搬入物検査実施に関する協力および啓発チラシを配布するとともに、車両内容物200kgから300kgを清掃センター職員が検査し記録保存する。

#### ② 検査対象収集運搬車両

特別管理一般廃棄物を収集運搬する許可業者以外の全許可業者とする。ただし、必要に応じ許可業者のうち保有車両数が多く、複数の市町にわたり事業展開を行っている事業者（概ね週1回以上の搬入がある許可業者）を対象とする。

#### ③ 検査対象物

ア 検査対象は、主に「可燃ごみへのびん・缶・ペットボトル・廃プラスチック、資源以外の不燃ごみの混入、市外からのごみの持込の確認、指定ごみ袋の使用」とする。

イ びん、缶、ペットボトル、廃プラスチック（明らかな産業廃棄物）、資源以外の不燃ごみについては、検査対象物に対する混入割合（容積ベース）を品目ごとに記録、写真撮影する。

### (4) 不適正廃棄物への対応

びん・缶・ペットボトル、廃プラスチック等産業廃棄物が可燃ごみに混入していた場合、許可業者同伴のもと確認作業を行い、不適正ごみの持ち帰りを指示する。

### (5) 実施結果

検査を実施し、違反等の事項に該当する行為が判明した場合は、その詳細を文書にて通知する。

## 4 不適正廃棄物の収集運搬許可業者への措置

### (1) 文書指示

許可業者に対して、適正な事業系一般廃棄物の分別を徹底するよう文書で指導、警告、処分を行う。

- ① 指導・・・ 文書により今後の適正な分別および搬入を促す。
- ② 警告・・・ 前回の検査時に不適正搬入で持ち帰りを指示した許可業者が同じ状態であった場合に文書警告を行う。
- ③ 直接指導・・・ 下記の悪質な不適正搬入があった場合には許可業者の責任者に直接指導を行う。
  - ア 不分別収集
  - イ 彦根市域以外からの搬入
  - ウ 産業廃棄物の搬入。
  - エ 資源ごみ以外の不燃ごみ。
- ④ 処分・・・ 直接指導を行った収集運搬許可業者に対し、その後の搬入検査で搬入状況が改善されていない場合、期間を定め搬入停止の措置をとる。
  - ア 限定した車両を対象とする搬入停止
  - イ 所有する全車両を対象とした許可業者への搬入停止
- ⑤ 業務停止・・・ 前項に定めるもののほか、許可業者が廃棄物処理業以外の業種等での違反行為、その他反社会的行為等を行ったとき、または処分することが不適当と認めるときは、判断のうえ処分を行う。

## 5 処分許可業者の処分状況確認

市内で処分施設を保有する処分許可業者に対し、処分状況を確認し、適正に行なわれていない場合は指導する。

- (1) 処分状況の確認（立ち入り検査等）
- (2) 処分量の確認

## 6 一般廃棄物処理業者への啓発・指導

### (1) 啓発

一般廃棄物処理事業者に対し、一般廃棄物、産業廃棄物の区別、正しい分別の正しい理解のために次の方法で情報を提供し啓発を行う。

- ①チラシ等の配布による情報提供
- ②勉強会、説明会の開催

### (2) 指導

適正に分別収集していない許可業者に対し、指導を行う。

- ①分別収集の指導
- ②廃棄物処理法等関係法令の順守の指導

## V 廃棄物排出事業者に対する指導指針

事業系一般廃棄物の減量化および資源化を促進するために、排出事業者に対し、排出量の把握の方法、減量化・資源化方法の例示、取組み例を指導するとともに、多量に一般廃棄物を発生させる事業所または占有者（以下「多量排出事業所」という。）に対し、事業系一般廃棄物減量化等計画書（別紙様式第2号）の提出、実践を求める。

### 1 排出量による事業所の区分

1箇月あたりの廃棄物排出量により多量排出事業所、準多量排出事業所、一般事業所に区分し、それぞれの規模に応じた方法で減量化・資源化を指導する。

排出事業者区分の判断基準

種 別	判 断 基 準
多量排出事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1箇月あたりの排出量が5,000kgを超える事業所</li> <li>・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗（建物内の店舗面積の合計が1,000㎡以上の建築物）</li> <li>・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物で事業の用に供する部分の床面積が3,000㎡以上の事業用建築物および延べ面積が8,000㎡以上の学校</li> </ul>
準多量排出事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1箇月あたりの排出量が2,000kgを超え5,000kg未満の事業所</li> <li>・ 中規模な小売店舗で建物内の店舗面積の合計が500㎡を超え1,000㎡未満の建築物</li> </ul>
一般排出事業所	上記以外の事業所

### 2 事業所区分ごとの減量化・資源化指導方法

区分された事業所の規模により適切な方法で指導する。

種 別	判 断 基 準
多量排出事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>①多量排出事業所対象の確認</li> <li>②多量排出事業所の排出状況確認（訪問）</li> <li>③事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出要請</li> <li>④減量計画の実践の確認</li> <li>⑤実践が不十分な場合の指導</li> <li>⑥排出方法、減量化・資源化方法の指導</li> <li>⑦情報提供等</li> </ol>
準多量排出事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>①準多量排出事業所対象の確認</li> <li>②準多量排出事業所の排出状況確認（訪問）</li> <li>③排出方法、減量化・資源化方法の指導</li> <li>④情報提供等</li> </ol>
一般排出事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>①排出方法、減量化・資源化方法の指導</li> <li>②情報提供等</li> <li>③必要に応じ排出事業所の排出状況確認（訪問）</li> </ol>

### 3 事業所における排出量の把握

事業所に対し排出量の把握方法を具体的に提示し指導する。

#### (1) 廃棄物量の実測による把握

廃棄物量に対し実際に重量を量る方法がある。

#### (2) 保管容器の大きさ、数量による把握

保管容器ごとのごみ種別、容量から満杯時の平均的な重量をあらかじめ設定し、排出回数等を記録し、重量を求める方法がある。このとき、生ごみと紙くずなどごみ種別により重量が大きく変化するので注意を要する。

#### (3) 購入量による把握

新聞やコピー用紙などについて、1箇月あたりの購読数、購入数により重量を求める方法がある。

種 別	目安となる重量
新聞1紙1箇月（チラシ含む）	約10kg/月
コピー用紙（A4：2500枚入り1箱）	約11kg/箱
コピー用紙（B4：2500枚入り1箱）	約17kg/箱
アルミ缶（ジュース等350ml）10本	約180g/10本
スチール缶（コーヒー等180ml）10本	約300g/10本
ペットボトル（500ml）10本	270g/10本
ペットボトル（2l）10本	600g/10本

#### (4) 収集・運搬許可業者などへの問い合わせによる把握

収集・運搬許可業者、資源回収業者への聞き取りにより把握する方法がある。

### 4 廃棄物の種類別減量化・資源化の方法

#### (1) 可燃ごみとして分別するもの

	対象物	減量化・資源化方法
食品残渣 (生ごみ)	調理くずおよび売れ残り商品、食堂などの残飯	<ul style="list-style-type: none"> <li>捨てるものを作らない調理方法の採用</li> <li>水切りを十分行う。</li> <li>食品リサイクルの処理業者に委託する。</li> </ul>
	紙くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>メモは、印刷物の裏面を使用する。</li> <li>ポップ等は繰り返し使えるものにする。</li> <li>封筒は、資料保存用などに再利用する。</li> </ul>
OA用紙	事務用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙リサイクル業者に処理を委託する。</li> <li>機密書類を安全にリサイクルする業者があるので検討する。</li> </ul>
	パンフレット等	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙リサイクル業者に処理を委託する。</li> <li>薄い素材を使用する。</li> <li>枚数を減らす。</li> </ul>

新聞・雑誌	対象物	減量化・資源化方法
	新聞・雑誌	・古紙リサイクル業者に処理を委託する。
ダンボール・厚紙・紙箱・包装紙類	対象物	減量化・資源化方法
	ダンボール・厚紙・紙箱・包装紙類	・古紙リサイクル業者に処理を委託する。
繊維類	対象物	減量化・資源化方法
	布、衣類、はぎれ等	・リサイクル業者に処理を委託する。 燃料化など
木くず	対象物	減量化・資源化方法
	木製品の切れ端等で直径5cm または長さ60cm以下のもの	・木材リサイクル業者に処理を委託する。 堆肥化 チップ化 燃料化
草類	対象物	減量化・資源化方法
	除草作業に伴う草類で長さ60cm以下	・木材リサイクル業者（堆肥化）に処理を委託する。 ・乾燥させる。
樹木	対象物	減量化・資源化方法
	剪定作業による枝葉	・木材リサイクル業者に処理を委託する。 堆肥化 チップ化 燃料化

## 5 業種別減量化・資源化の例示

業種ごとの取り組みを例示し、減量化・資源化を指導する。

### (1) 百貨店・スーパー等

- ① ノー包装、簡易包装を推進する。
- ② 買い物袋持参を呼びかける。また、レジ袋を辞退した人に対しポイント付加などの特典をつける。
- ③ 食品売り場以外でもレジ袋の使用を減らす。
- ④ レジ袋に変わるエコバッグなどを低価格またはキャンペーン等にて無料配布で提供する。
- ⑤ 商品管理により売れ残りを減らす。
- ⑥ 通い箱を積極的に使用する。
- ⑦ 食品トレイなどの回収を積極的に行う。
- ⑧ 調理くずなどの生ごみは、しっかり水切りする。
- ⑨ 廃食用油の再資源化を促進する。（飼料化やバイオ燃料など。）
- ⑩ 生ごみの再資源化を促進する。（堆肥化事業所による引取りなど。）
- ⑪ 自動販売機で販売の缶・びん・ペットボトルは販売業者に引取ってもらう。

## (2) 飲食店

- ①紙雑巾やペーパータオルの使用を控える。
- ②使い捨て食器の使用を控える。
- ③調理方法を工夫し、調理くずの減少に努める。
- ④顧客のニーズに応じたメニューを工夫し、食べ残しの減少に努める。
- ⑤調理くずや食べ残しなどの生ごみは、しっかり水切りする。
- ⑥缶・びん・ペットボトルは販売業者に引取ってもらう。
- ⑦発泡スチロールのトロ箱は返却して再使用に努める。
- ⑧通い箱の使用を促進する。
- ⑨廃食用油の再資源化を促進する。(飼料化やバイオ燃料など。)
- ⑩生ごみの再資源化を促進する。(堆肥化事業所による引取りなど。)

## (3) 事務所

- ①業務形態を見直し、ペーパーレス化を推進する。
- ②環境にやさしい商品の購入(グリーン購入)を心がける。
- ③詰め替え用品を使用する。
- ④紙コップ飲料の使用を控える。
- ⑤メーカー回収が進んでいる事務用品を使用する。(プリンタトナーなどのカートリッジ類)
- ⑥紙類は分別し、再資源化を促進する。
- ⑦機密書類が大量に発生する事業所では、機密書類の再資源化業者に処理を依頼する。
- ⑧新聞・雑誌等の購読を見直し、必要なものだけを厳選する。
- ⑨自動販売機で販売の缶・びん・ペットボトルは販売業者に引取ってもらう。

## (4) 製造業

- ①業務形態を見直し、ペーパーレス化を推進する。
- ②原材料に無駄が生じないように調達する。
- ③環境にやさしい商品の購入や開発を心がける。
- ④詰め替え用品を使用する。
- ⑤紙類は分別し、再資源化を促進する。
- ⑥通い箱の使用を促進する。
- ⑦食堂では調理くずや食べ残しの減少に努める。
- ⑧自動販売機で販売の缶・びん・ペットボトルは販売業者に引取ってもらう。

## (5) 医療・福祉施設

- ①紙雑巾やペーパータオルの使用を控える。
- ②使い捨て食器の使用を控える。
- ③詰め替え用品を使用する。
- ④調理方法を工夫し、調理くずの減少に努める。
- ⑤食事のメニューを工夫し、食べ残しの減少に努める。
- ⑥調理くずや食べ残しなどの生ごみは、しっかり水切りする。
- ⑦缶・びん・ペットボトルは販売業者に引取ってもらう。
- ⑧廃食用油の再資源化を促進する。(飼料化やバイオ燃料など。)
- ⑨生ごみの再資源化を促進する。(堆肥化事業所による引取りなど。)
- ⑩不用品交換会やバザーなどを企画する。

## 6 多量排出事業所を対象とした事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出義務

多量排出事業所に対し、毎年度、市に事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出義務と実践指導を行い廃棄物の減量化・資源化を促進する。

### (1) 事業系一般廃棄物減量化等計画書提出の対象となる多量排出事業所

1月あたり5トン以上の廃棄物を排出する事業所および占有者、または、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗（建物内の店舗面積の合計が1,000㎡以上の建築物）、ならびに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物（事業の用に供する部分の床面積が3,000㎡以上の事業用建築物および延べ面積が8,000㎡以上の学校）

### (2) 事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出

対象となる多量排出事業者は、事業系一般廃棄物減量化等計画書（別記様式1号）に必要な事項を記入し市に提出するものとする。

### (3) 廃棄物の減量化および資源化の実施

事業系一般廃棄物減量化等計画書を提出した多量排出事業者は、計画書に基づき減量化および資源化を実施するものとする。

### (4) 減量計画の実施の確認

市は、提出された事業系一般廃棄物減量化等計画書の実施状況を以下の方法で確認する。

- ①実績報告書による確認
- ②聞き取りによる確認
- ③立ち入り調査

### (5) 指導

市は、事業系一般廃棄物減量化等計画書の実施状況について確認を行い、減量化および資源化が不十分である事業所に対し指導する。

### (6) 収集運搬許可業者への情報提供

収集運搬許可業者に対し、一般廃棄物、産業廃棄物の区別、正しい分別、減量化および資源化を促進するために情報提供を行う。